

# 働きやすい職場を作るための 私たちの権利 2022



茨城県高等学校教職員組合

(〒310-0853 茨城県水戸市平須町 1-93)

Tel : 029-305-3075 Fax : 029-305-3317

URL <https://ihsfu.net>

E-mail : [iba-kou@ihsfu.net](mailto:iba-kou@ihsfu.net)



茨城県の職員に対しては、様々な休暇制度があり、  
県立学校教職員の時間外勤務に上限規制もあります。  
私たちの権利は、働きやすい職場を作るためのものです。  
この「権利チラシ」を活用して、一緒に働きやすい職場を作りましょう。


QRコードを読み込んで、  
組合のホームページも見てね！



マモルン

年次休暇 (年休)	初任者(4月採用)で15日、次の年の1月に20日付与され、最大で20日繰越され、40日までとることができるようになります。会計年度任用職員(非常勤講師等)の方は、原則、採用時に最大5日付与され、6月勤務時点で10日までとることができるようになります。学校(管理職)に連絡すれば、理由を言う必要もなく、自由に休める休暇です。	
療養休暇 (療休)	負傷又は疾病のため療養する場合に取得できる休暇です。1週間を超えない限り、医師の診断書の提出は必要ありません。療休は連続して取得する場合、90日が限度です。連続8日以上療休を取った後に、20日間以上勤務すると療休はリセットされます。 ※会計年度任用職員の方も、有給休暇として認められるようになりました！	
家族 看護休暇	看護の対象者	* 中学生まで * 配偶者 * 父母、配偶者の父母(同居の有無は問わず)
	取得日数	* 5日(中学生までの子が2人以上いて、その子を看護する場合は10日)
	看護の範囲	* 負傷し、若しくは疾病にかかった <b>対象家族</b> の世話
	取得単位	* 日・半日・時間単位
短期 介護休暇	◎疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫、その他人事委員会が定める者を介護する場合、年5日(対象者が2人以上の場合は10日)取得できます。休暇は、日・半日・時間単位で取得できます。	
リフレッシュ休暇	◎2021年度に以下の条件を満たした教職員は、2022年度にリフレッシュ休暇を取ることができます。次年度に取ることはできません。 注意！ ①年齢35歳以上かつ勤続10年以上(2日間) ②年齢40歳以上かつ勤続15年以上(2日間) ③年齢45歳以上かつ勤続20年以上(2日間) ④年齢50歳以上かつ勤続25年以上(5日間) ⑤年齢55歳以上かつ勤続30年以上(2日間) なお、互助会会員であれば、35歳の時に2万円、50歳の時に3万円が支給されます。年度当初に、リフレッシュ休暇取得の対象になるかを管理職と確認しましょう。 2020年度に該当だった方は、2022年9月30日まで、2021年度に該当だった方は2023年3月31日までコロナ禍の特例として取得期間が延長されています。まだ取得してなかった方はご確認を！	
配偶者の 出産休暇	◎出産予定日前16週間目に当たる日から出産日後2週間目に当たる日までの期間内で3日の範囲内で必要と認める日又は時間	
育児 時間休暇	◎教職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合、2時間を超えない範囲内でその都度必要と認める時間。通常は朝1時間遅出、夕方1時間早帰りの形で休暇を取得しています。なお子の両親とも県職員(教職員)である場合は、合計して2時間を超えることはできません。	



職員の 出産休暇	◎出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に 当たる日から出産の日後8週間後に当たる日までの期間内にお いてあらかじめ必要と認める期間	
長期 不妊治療 休暇 (短期 不妊治療 休暇)	<p>①対象者 体外受精・顕微授精により赴任治療を受けている女性教職員</p> <p>②承認を与える期間 (1) 長期の場合 1年（分割して取得する場合は通算して365日）を限度とし、 日を単位として承認される。なお、当該休暇を1年（分割して取得する場合は通算して365日）取得した場合には、出産（死産及び流産を含む妊娠4ヶ月以上の分娩）後に、新たに当該休暇を申請できる</p> <p>(2) <b>短期の場合</b> <b>10日間（6日間から拡充!）</b></p> <p><b>※会計年度任用職員の方も短期不妊治療はとることができるようになりました！。</b></p>	
会計年度 任用職員の 妊産婦の方 の特別休暇	妊産婦の方の健康診断、保健指導、妊娠中の通勤緩和に関する特別休暇も有給休暇と認められるようになりました。	

次の内容については、実は、権利というより義務の内容です。

研 修	◎教育公務員特例法は「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養につとめなければならない」と規定し、教員に絶えざる研修を義務づけています。研修は正に職務です。同法は「授業に支障が無い限り、校長の承認を受けて職場を離れて研修を行うことができる」と規定していますので、夏季休業中や学校閉庁期間などは研修計画書等を提出して職務としての研修を積極的に行いましょう。
残業時間の 上限規制	◎2020年4月から時間外勤務（在校時間）に上限規制が施行されました。原則は「月45時間以内、年360時間以内」です。例外特例規定もありますが、原則を守ることが求められています。「終わらない仕事」は個人で抱えず、全体で共有し、改善や削減していきましょう。

職場や教育の問題を改善したいという方は、是非、茨高教組（組合）に加入してください。一緒に働きやすい職場を作っていきましょう。以下の加入書に必要事項を記入し、この紙ごと茨城県高等学校教職員組合に提出して下さい。（加入書はコピーして、控えをとっておいてください）。いつでも、お待ちしております！

## 組 合 加 入 書

2022年 月 日

私は、茨城県高等学校教職員組合に加入します。

氏 名 ( )

学校名 ( )

生年月日 ( 西暦・S/H 年 月 日 )

年 齢 ( 歳 )

職 種 ( )